

(案)

平成 20 年 3 月 27 日

大阪府知事 橋下 徹 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会

委員長 奥林 康司

意 見 書

地方独立行政法人大阪府立病院機構の短期借入金の借換えについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 41 条第 4 項に基づく大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第 41 条第 2 項の規定に基づく短期借入金の借換えについては、認可することが適当である。

以上